一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人鳥取市中小企業勤労者福祉サービスセンター (以下「センター」という。)の資産を広告媒体として活用し、センターの新たな 財源を確保し、もって中小企業者等へのサービスの向上及び地域産業の振興に寄 与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
  - (1) 広告媒体 印刷物 (センターニュース等) のセンターの資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
  - (2) 広告掲載 広告媒体に会員事業所及び民間企業等の広告を掲載することをいう。

(広告媒体の種類等)

- 第3条 理事長は、広告媒体に広告を行う場合にあっては、あらかじめ次に掲げる 事項を別に定めるものとする。
  - (1) 広告媒体の種類
  - (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
  - (3) 広告掲載料
  - (4) 広告の募集方法及び選定方法
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項

(広告の範囲)

- 第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。
  - (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
  - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
  - (5) 社会問題についての主義主張
  - (6) 個人又は法人の名刺広告
  - (7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載を行う広告として不適当であると認められるもの
- 2 前項に規定する広告の範囲の細目その他必要な事項については、理事長が別に 定める。

(審査機関)

- 第5条 広告掲載の可否をあらかじめ審査するため、一般財団法人鳥取市中小企業 勤労者福祉サービスセンター広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査は、理事(副理事長) 1名、評議員1名、事務局長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務 を 代理する。

(会議)

- 第6条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務係において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。